

令和6年4月9日

保護者様

愛知県立にしお特別支援学校長

学校における薬の取り扱いについて（お願い）

学校で薬を使用する際の介助は、保護者からの依頼に基づいて行います。下記の内容を御確認の上、御理解御協力くださいますようお願いいたします。

記

1 学校における薬の取り扱い

(1) 医師の処方を受けた薬について、以下の条件を満たしている場合、保護者の方の依頼に基づき、教職員は児童生徒が薬を使用することを介助します。

- ① 容態が安定していること
- ② 医師又は看護師による継続的な経過観察が必要ないこと
- ③ 医薬品の使用方法について、専門的な配慮が必要ないこと

(2) 薬は、児童生徒本人の通学かばんにて保管することを原則とします。ただし、以下の場合には、個別に御相談ください。

- ① 冷所保管などの保管条件がある薬
- ② 通学かばんによる保管が困難な場合（例：誤飲の危険性がある）

2 本校で介助可能な薬と提出書類等について

	薬の例	提出書類	1回に預かる量	提出時期
常用薬	向精神薬など毎日同じ時間に使用する薬	服薬補助依頼書（常用薬） 薬の説明書（コピー可）	1日分	年度初め 薬を飲み始める日 薬が変更になった日
臨時薬	風邪薬や目薬など短期間で一時的に使用する薬	服薬補助依頼書（臨時薬） 薬の説明書（コピー可）	1日分	薬を飲み始める日
災害時	災害等によって長時間待機する場合に必要となる薬	服薬補助依頼書（災害避難薬） 薬の説明書（コピー可）	3日分	年度初め（随時）

(1) 服薬補助依頼書は本校ホームページの「在校生、保護者の方へ」の「保護者向け書類」のページより御活用ください。記入しましたら、上記提出書類と薬を担任まで御提出ください。

(2) 印刷が困難な場合は担任までお知らせください。

裏面あり→

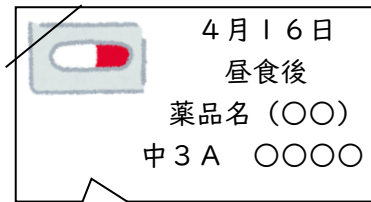
3 薬の持参時の注意事項

- (1) 1回分ずつ分けて、密閉できる収納パックに入れてください。
- (2) 薬には必ず学部・学年・組、氏名、使用する日時、薬名を記入してください。

例 【粉末の場合】



【錠剤の場合】



小さくて記入できない場合は、紙にテープ等で留めるか、袋に入れて記入してください。



4 その他

- (1) 解熱剤・鎮痛剤等の頓服や市販薬は、介助できません。
- (2) 使用後は、確実に飲んだことが分かるように薬の袋は持ち帰ります。

令和6年4月9日

保護者様

愛知県立にしお特別支援学校長

学校における薬の取り扱いについて（お願い）

学校で薬を使用する際の介助は、保護者からの依頼に基づいて行います。下記の内容を御確認の上、御理解御協力くださいますようお願いいたします。

記

1 学校における薬の取り扱い

(1) 医師の処方を受けた薬について、以下の条件を満たしている場合、保護者の方の依頼に基づき、教職員は児童生徒が薬を使用することを介助します。

- ① 容態が安定していること
- ② 医師又は看護師による継続的な経過観察が必要ないこと
- ③ 医薬品の使用方法について、専門的な配慮が必要ないこと

(2) 薬は、児童生徒本人の通学かばんにて保管することを原則とします。ただし、以下の場合には、個別に御相談ください。

- ① 冷所保管などの保管条件がある薬
- ② 通学かばんによる保管が困難な場合（例：誤飲の危険性がある）

2 本校で介助可能な薬と提出書類等について

	薬の例	提出書類	1回に 預かる量	提出時期
常用薬	向精神薬など毎日同じ 時間に使用する薬	服薬補助依頼書（常用薬） 薬の説明書（コピー可）	1日分	年度初め 薬を飲み始める日 薬が変更になった日
臨時薬	風邪薬や目薬など短期間で 一時的に使用する薬	服薬補助依頼書（臨時薬） 薬の説明書（コピー可）	1日分	薬を飲み始める日
災害時	災害等によって長時間待機 する場合に必要な薬	服薬補助依頼書（災害避難薬） 薬の説明書（コピー可）	3日分	年度初め（随時）

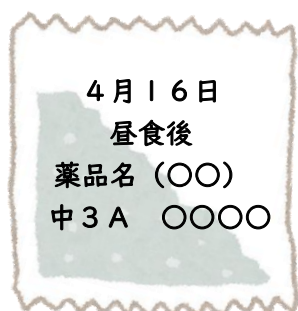
(1) 服薬補助依頼書は本校ホームページの「在校生、保護者の方へ」の「保護者向け書類」のページより御活用ください。記入しましたら、上記提出書類と薬を担任まで御提出ください。

(2) 印刷が困難な場合は担任までお知らせください。

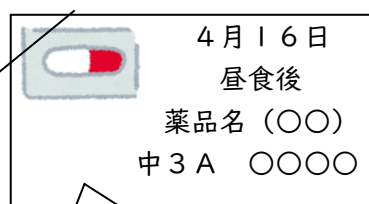
3 薬の持参時の注意事項

- (1) 1回分ずつ分けて、密閉できる収納パックに入れてください。裏面あり→
- (2) 薬には必ず学部・学年・組、氏名、使用する日時、薬名を記入してください。

例 【粉末の場合】



【錠剤の場合】



小さくて記入できない場合は、紙にテープ等で留めるか、袋に入れて記入してください。



4 その他

- (1) 解熱剤・鎮痛剤等の頓服や市販薬は、介助できません。
- (2) 使用後は、確実に飲んだことが分かるように薬の袋は持ち帰ります。

